様式第一（第10条関係）（平29経産令30・平30経産令39・平31経産令39・令元経産令17・令２経産令92・一部改正）

特定新事業開拓投資事業計画の認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
無限責任組合員の氏名又は名称

産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
２．特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
３．特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
４．実施した特定新事業開拓投資事業の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項

⑴　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。

⑵　投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数を記載する。

⑶　投資事業有限責任組合が実施する特定新事業開拓投資事業に附帯する事業の内容を簡潔に記載する。

⑷　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の特定新事業開拓投資事業の実施体制を簡潔に記載する。

⑸　投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。

２．特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期

⑴　特定新事業開拓投資事業に係る以下の事項を記載する。

①　投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階

②　投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する新事業開拓事業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額、特定

新事業開拓中堅事業者の株式の取得価額、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額のそれぞれの割合として予定している割合

③　投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容

④　その他特定新事業開拓投資事業の実施方法

⑵　特定新事業開拓投資事業の実施時期は、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間をいう。）を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。

３．特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを簡潔に記載する。

⑵　資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

４．実施した特定新事業開拓投資事業の内容

投資事業有限責任組合が認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）までに株式を取得した場合、別表により、前事業年度までに特定新事業開拓投資事業組合が実施した特定新事業開拓投資事業の内容を記載する。

別表１

実施した特定新事業開拓投資事業の内容（　　年度分）

	取得した株式の発行会社の名称	取得した株式の発行会社の住所及び代表者名	取得した株式の発行会社が実施する又は実施した新たな事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階	特定新事業開拓事業者が中小企業者又は特定新事業開拓事業者の別及びそれに該当する事由（最初に株式を取得した時の従業員数又は資本金の額）	取得した株式の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容	年度に取得した株式の取得価額及びその取得の方法	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額の総額
1							
2							

3							
4							
合計							

㈱投資事業有限責任組合が各事業年度の年度末時点で保有する株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第２条第１号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

別表２

取得した株式の内訳（　　年度分）

	年度に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
	年度に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
取得した特定新事業開拓中小企業者の株式		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		
取得した特定新事業開拓中堅事業者の株式		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		
合計		
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の合計		

別表３

取得した株式の処分の状況（　　年度分）

取得した株式の処分の状況	処分した株式の発行会社の名称	処分した株式の発行会社の住所及び代表者名	年度に処分した株式の取得価額、取得方法及び取得した年度	年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法	株式の取得に処分までに経営又は技術実施した指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要	特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額
1						
2						
3						
4						
合計額						

㈱投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。